流山市公告第１号

普通財産（土地）を一般競争入札により売払いするので、流山市普通財産（土地）一般競争入札事務処理要綱（平成１５年流山市告示第１２０号）第８条の規定により下記のとおり公告する。

令和８年１月８日

流山市長　井　崎　義　治

１　入札に付する処分対象地の所在、地目、面積等

所　在	区分	地目	面積	都市計画法上の制限等
流山市南流山八丁目９番２	土地	宅地	763.60㎡	第一種中高層住居専用地域 建蔽率　６０／１００ 容積率２００／１００ 建築基準法第２２条指定区域 景観計画区域 広告物条例規制区域 居住誘導区域 都市機能誘導区域 第二種高度地区（１２ｍ）

※当該土地には倉庫３棟が建築されており、これらの建物（建物に付帯する工作物を含む。）と当該土地との一体売却とする。

※最低入札価格は２２７，０００，０００円とする。

２　一般競争入札の参加者の資格

入札参加者は、居住地及び人格を問わないが、次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者のほか、流山市暴力団排除条例（平成２４年流山市条例第２５号）第２条第３号に規定する暴力団員等、同条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者又は法人その他の団体であって、暴力団員等又は暴力団密接関係者がその役員になっているもの

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から２年を経過していないもの

（３）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

（４）手形交換所による取引停止処分を受けてからこの公告日までの期間において２年を経過していない者及び入札日前６月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

（７）民法（明治２９年法律第８９号）の規定による成年被後見人、被保佐人又は被補助人

3　入札説明書及び契約条項を示す場所

流山市役所総務部財産活用課（流山市役所第１庁舎２階）

4　現場説明

現場説明会は行わないので、入札参加希望者は、事前に物件調書の案内図等により、現地を確認すること。

5　入札参加申込み

（１）参加方法

市有地一般競争入札参加申込書等に必要事項を記入及び押印の上、必要書類を添えて申込期間内に参加申込先まで、直接持参により提出すること。

（２）申込期間及び時間

ア　令和８年１月８日（木）から同年２月１３日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）

イ　午前９時から午後５時まで

（３）参加申込先

流山市平和台１丁目１番地の１

流山市役所　総務部　財産活用課

電話０４－７１５０－６０６９（直通）

（４）参加申込書控えの交付

受付手続終了後、参加申込書に受付印を押印した写しを交付するので、入札日に持参すること。

6　入札の辞退

（１）入札前においては、辞退届を入札日の前日午後５時までに財産活用課へ持参すること。

（２）入札執行中において入札を辞退するときは、入札執行者に辞退の旨を明記した入札書を提出するか、口頭により辞退する旨を申し出ること。

（３）入札を無断で辞退することのないよう十分留意すること。

7　入札及び開札の日時及び場所

（１）日時　令和８年２月２０日（金）午後２時

（２）場所　流山市役所　第２庁舎３階３０１会議室

なお、入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できないものとする。

8　入札保証金に関する事項

（１）入札参加者は、入札保証金としてその見積もる額の１００分の５以上（１円未満切上げ）の金額を入札前日までに納付すること。

（２）入札保証金は、売買契約を締結したときは契約保証金に充当するものとする。

（３）落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札完了後、速やかに還付するものとする。

9　入札の無効に関する事項

入札説明書に記載された入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

１０　落札の無効に関する事項

（１）落札者が、落札の決定の日から起算して７日以内に売買契約を締結しない場合は、特別の事情がない限り当該落札は、無効とする。

（２）前項の規定により落札が無効となった場合において、落札者が納付した入札保証金は流山市に帰属するものとする。

１１　契約保証金に関する事項

（１）売買契約締結（落札後７日以内）までに契約保証金として、落札

金額の１００分の１０以上（１円未満切上げ）を納付すること。

（２）入札保証金は、売買契約締結後、契約保証金に充当するものとする。

１２　契約不履行に関する事項

契約後に契約の相手方が納入期限までに売買代金を完納しない場合は、契約保証金は流山市に帰属するものとし、当該契約の相手方は、２年間入札に参加できないものとする。

１３　代金支払方法

代金は、市が発行する納入通知書により、一括して市が指定する日までに流山市指定金融機関に納入すること。

１４　入札参加申込時に必要なもの

（１）市有地一般競争入札参加申込書

（２）印鑑登録証明書又は印鑑証明書

（３）現在事項全部証明書（法人の場合）

（４）市有地一般競争入札に関する委任状（個人又は法人の代表者が一般競争入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合）

１５　入札当日に必要なもの

（１）市有地一般競争入札参加申込書（受付印の押印のあるもの）

（２）入札書

（３）入札保証金の歳入歳出外現金等払込書の領収書（コピー可）

（４）筆記用具（ボールペン又は万年筆）鉛筆は不可

（５）身分証明書